

登録お願いします！



沼田市 NUMATA CITY

サイト内検索



[沼田市](#) > [福祉](#) / [介護](#) > 沼田市認知症にやさしい地域づくりネットワーク メール会員登録方法

沼田市認知症にやさしい地域づくりネットワーク メール会員登録方法



沼田市認知症にやさしい地域づくりネットワーク メール会員登録方法

1 QRコードを利用する場合

- ① 携帯電話のバーコードリーダー機能を利用して、右のQRコードを読み取ります。
- ② 読み取り後、ホームページにサイト接続します。
- ③ 接続後、トップページが表示されます（上面参照）
- ④ <メール会員登録>から、登録画面に進みます。
- ⑤ <メール会員登録>ボタンを押すと、空メール送信画面になりますので、そのまま送信ボタンを押します
→ 登録終了！ありがとうございました。

QRコード



2 直接アドレスを入力する場合

- ① 携帯電話からインターネット機能を利用して、下記のアドレスを直接入力をしてアクセスしてください。

<http://www.just.st/?in=30624>

②～⑥までは、上記QRコードを利用する場合と同じです。

ありがとうございました。

※ 氏名、住所など個人情報を入力する必要ありません。

※ 迷惑メール防止の設定している場合は、別途ドメイン指定をする必要があります。

お問い合わせ

高齢福祉課介護予防係

電話 0278-23-2111内線77271

前のページに戻る

All Rights Reserved. copyright © 沼田市役所 2010
各ページに掲載の写真・音声・CG及び記事の無断転載を禁じます。

〒378-8501 群馬県沼田市西条内町780番地 電話: 0278-23-2111(代表)
このホームページについてのお問い合わせは、numatacity@city.numata.gunma.jpへ



©しめうさ堂



なにか様子が
おかしいかも…?

消費者トラブルに
巻き込まれているかも!?

気づいてつないで守る 高齢者の消費者トラブル

監修／東京経済大学教授・弁護士 村 千鶴子



高齢者を消費者トラブルから守るために、
あなたにも、できことがあります！

高齢者をねらった悪質商法が次々と発生しています。住みなれた町で、高齢者が安全・安心な消費生活を送るためにには、高齢者の身近にいる家族、そして地域のみなさんの見守りが大切です。

見守り活動は、決して難しいことではありません。日々の生活のなかで、身近な高齢者をそれとなく見守り、声をかけ、いざというときは消費生活センターなどの相談窓口につなぐ——高齢者が地域で安心して暮らすために、今、みんなの力が求められています。

なぜ、今、高齢者の消費生活の見守りが必要になっているの？

悪質業者は高齢者をねらっています！

多くの高齢者が「お金」「健康」「孤独」という3つの不安を抱えており、そこに悪質業者がつけこんできます。またインターネットを使わない高齢者も多く、情報量が少ないため、誤った判断をしてしまいがちになります。



高齢者本人が消費者トラブルに気づかないことも…

高齢者の消費者トラブルは、当事者である高齢者本人がトラブルにあってることに気づかないケースがあります。また気づいたとしても、「人に知られるのが恥ずかしい」「家族に怒られそう」などと考え、誰にも相談しないケースも少なくありません。

高齢者に多い消費者トラブル例

●悪質な訪問販売

昼間、家にいる高齢者をねらって家に上がり、高額商品を販売します。一度購入してしまうと、同じグループが次々に商品を売りつける「次々販売」の被害にあうケースもあります。



●点検商法

「無料で耐震診断をします」「水質調査をします」などを理由に家に上がり、「このままでは危ない。すぐに工事が必要です」などと脅して工事契約などを結ばせます。



●利殖商法

高齢者の老後の資金への不安につけ込み、「絶対にもうかる」「元本保証で高配当」などと良いことばかりを強調し、金融商品などの購入を勧誘します。



●催眠商法

日用品の無料配布や健康器具の無料体験などで高齢者を集め、たくみな話術で会場を盛り上げ、次第に高価な商品を購入させる手口です。



高齢者の消費者トラブルを防ぐために、私たちにできることは？

普段から悪質な業者を近づかせない取り組みを！

悪質な業者を近寄らせないために、また高齢者自身が悪質かどうかを見極められるように、ぜひ高齢者と一緒に取り組んでみてください。

●積極的にコミュニケーションをとる

身近な高齢者とコミュニケーションをとることで、変化の様子に気づきやすくなります。また高齢者の身近に人がいることで、悪質業者が近づきにくくなります。



●しつこい業者対策

断っても何度も訪問する業者には、複数で対応しましょう。近くに親しい人がいるということを見せることが大切です。



●悪質な電話勧誘対策

電話番号非通知の電話は受信を拒否する設定に。また常に留守番電話設定にしておき、必要なときは後で折り返しかける習慣をつくるのも効果的です。あまりにしつこい場合は、代わって電話に応対しましょう。



●知識の普及

悪質商法に関する情報を積極的に高齢者に伝えましょう。回覧板にチラシをはさんだり、地域の高齢者を対象にした消費生活講座などを開催するとよいでしょう。



こんな変化に注意して見守りましょう ～気づきのポイント～

高齢者自身や身の回りに次のような変化が見られたら、消費者トラブルに巻き込まれているおそれがあります。

- 宅配便や郵便物がひんぱんに届くようになった
- 見知らぬ訪問者が次々にやってきている
- 不自然な工事を繰り返ししているようだ
- 急に節約を始めた／急に羽振りがよくなつた
- いつもより表情が暗く、考え込んでいる様子がある
- 業態のよくわからない店や会場にひんぱんに出入りしている
- 小口・大口の借金を申し出るなど、お金に困っている様子が見られる



こんな様子が見られたら…裏面へ！

高齢者の変化に気づいたらどうする？

消費者トラブルに巻き込まれていた場合、少しでも早く専門の相談員につなぐことが大切です。難しく考えず、まずは高齢者に声をかけ、専門家への橋渡しをしてあげましょう。

“おかしいな…”と思ったら

STEP 1 声かけ

最初から「だまされていますよ」などと決めつけてしまえば、高齢者がかえって心を閉ざしてしまうこともあります。「何か困っているらっしゃいますか」「新しく買われたんですか」など、世間話のなかで自然に聞くとよいでしょう。



STEP 2 事実確認

具体的に何があったのか、高齢者の意思を尊重しながら、ゆっくり話を聞きましょう。「誰にでも起こることですよ」「解決方法と一緒に考えましょう」と相手の気持ちに寄り添って話を聞くことが大切です。

もしも認知症の症状があると感じたときは、**地域包括支援センター***に相談しましょう。

*介護、福祉、健康、医療など、高齢者が安心して暮らすためのサポートをする機関で、市区町村が運営しています。

STEP 3 専門機関につなぐ

消費者トラブルに巻き込まれていた場合は、消費生活センターなど相談窓口への相談を勧めましょう。

もし高齢者本人が相談を望まない場合は、家族や地域の人たちで高齢者の見守りを継続してください。

連携

消費生活センター (市区町村の消費生活相談窓口)

被害にあった高齢者本人が直接相談することが原則ですが、一人で不安だという場合には、付き添ってあげると相談しやすいようです。



身近な高齢者が消費者トラブルに巻き込まれている！

この契約が大丈夫かどうか心配だ

悪質商法の手口を学ぶイベントを開催したいなど…

消費生活に関することは、遠慮なくご相談ください

全国共通ダイヤル **消費者ホットライン**

☎188 (イヤヤ!)

※お住まいの近くにある消費生活センターなどの相談窓口につながります。

群馬県消費生活センター
☎027-223-3001

【受付時間】祝日・年末年始を除く

〈平日〉 9:00~17:00

〈土日〉 9:00~12:00 / 13:00~17:00 (電話相談のみ)





厚生労働省
平成28年1月

医療機関等で受診される東日本大震災の被災者の皆さんへ

医療機関等における窓口負担の免除について

① 窓口負担の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で、**有効期限が切れていない免除証明書**を提示する必要があります。

▶ 現在、免除証明書をお持ちの方は、**有効期限をご確認ください。**

② 現在お持ちの免除証明書の有効期限後も、
ご加入の医療保険の保険者により、引き続き、
窓口負担が免除されることがあります。

▶ 窓口負担が免除される場合、**有効期限が更新された新しい免除証明書**を、医療機関等の窓口でご提示ください。

(※) 窓口負担の免除の対象となる要件は、ご加入の医療保険の保険者により異なります。

なお、引き続き窓口負担の免除の対象となる場合、新しい免除証明書はご加入の医療保険の保険者から送付されますので、お手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

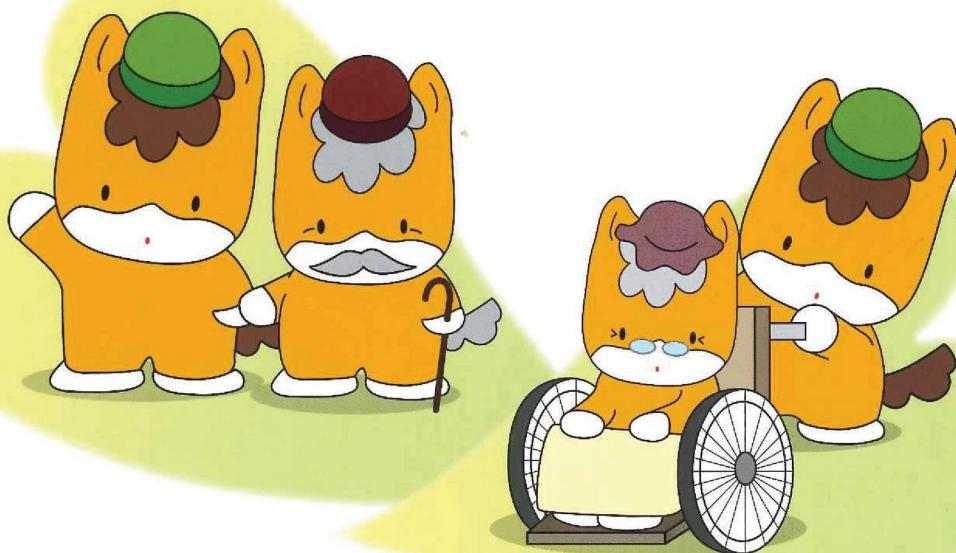


窓口負担の免除や、免除証明書の取扱いに関して
ご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へ
お問い合わせください。

◎ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までで終了しています。

- ・入院時の食費、居住費
- ・被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等

みんなで防ごう 高齢者虐待



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」

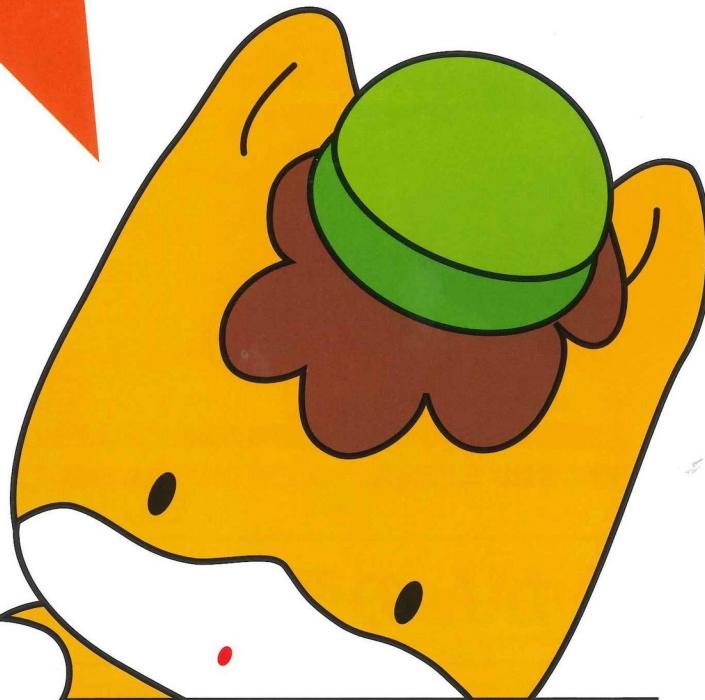
「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）」が平成18年4月1日に施行され、各地域において高齢者虐待への対応が進められてきました。

しかし、依然として多くの虐待事例が発生しており、これらの事例で高齢者の安心安全な生活が損なわれている現状です。

高齢者の尊厳を守り、高齢者と家族が健やかに生活していくためには、高齢者虐待を早期に発見し対応すること、地域全体で見守っていくことが大切です。

群馬県

がんからあなたを 守りたい !!



群馬県がん対策推進条例とは

群馬県では、全ての県民が、がんに関する理解と関心を深め、互いに支え合いながら、県民が一体となってがん対策を進めていくことを目的として、平成22年12月に「群馬県がん対策推進条例」が制定されました。

県民1人ひとりが「がんを理解し、考え、行動をおこす」ことによってがんに強い群馬県をつくっていきましょう。

群馬県